

議員提出議案第4号

豊島区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 豊島区議会議員

藤澤愛子	磯一昭
根岸光洋	島村高彦
川瀬さなえ	塚田ひさこ
細川正博	中澤まさゆき
林二葉	泉谷つよし

豊島区議会議長 芳賀竜朗様

豊島区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊島区議会個人情報保護条例（令和5年豊島区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「以下」を「第46条第1項において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第28条第3項中「開示決定」の次に「に」を加える。

第31条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第55条から第57条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第28条第3項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第48条並びに第49条の改正規定 公布の日

(2) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分を除く。）及び第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分を除く。） 令和7年4月1日

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(説 明)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行

に伴い、懲役を拘禁刑に改めるほか、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。